

中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター業務委託 仕様書

1 件名

中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター業務委託

2 目的

高齢者等が医療と介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、中山間地域（津久井・相模湖・藤野地区）に医療・介護関係者等からの相談等に対応する「中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター（以下、コーディネーターという。）」を配置し、多職種間の連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、地域における医療・介護の円滑な連携体制を推進することを目的とする。

3 定義

(1) 窓口名称

「中山間地域医療・介護連携支援窓口」とする。

ただし、実情に応じて別途、呼称等を設定しても差し支えない。

(2) 支援対象

原則、市民に対して支援等を行っている医療・介護関係者とする。

ただし、必要に応じて市民及びその家族に直接対応しても差し支えない。

(3) 援助範囲

相模原市緑区の中山間地域（津久井・相模湖・藤野地区）において医療・介護サービスを受けている者又は受ける予定の者。

4 事業実施（コーディネーター配置）場所

中山間地域（津久井・相模湖・藤野地区）内の受託法人にて実施する。

5 事業内容

(1) 中山間地域における医療と介護の連携・調整（相談支援）

(2) 関係機関との連携、ネットワークの構築、研修の実施

(3) 「コーディネーター」の役割の周知・活用促進

6 事業実施方法

(1) 中山間地域における医療と介護の連携・調整（相談支援）

① 医療・介護関係者からの相談を受け付け、必要に応じた支援（関係機関との調整や情報提供）を行うこと。

- ② 相談内容に応じて、入院対応が必要となった場合には、受託法人内の病床の活用を視野に含めた支援を行うこと。

(2) 関係機関との連携強化

- ① 中山間地域内の在宅医療・介護に関する会議や研修等に出席し「顔の見える関係」を構築し、地域課題の把握及び情報共有を行うこと。
また、必要に応じて関係者による会議、研修会の開催を行うこと。
- ② 中山間地域に隣接する自治体の事業所と連携・情報共有を行うことにより、広域的な多職種連携を推進すること。

(3) コーディネーターの役割の周知・活用促進

ホームページへの掲載やリーフレット等の作成などにより、地域の医療・介護関係者等に対して、事業内容についての周知を図ること。

7 実施体制

- (1) 配置人数 コーディネーターを1名以上配置すること。(ローテーション対応可能)

- (2) 開設時間 原則、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時00分から午後5時00分までとする。

ただし、1日8時間、週の延べ開設時間（40時間）を上限に、地域の医療・介護関係者に対して開設時間の周知を図り、月曜日～土曜日のうち5日以上において午前8時～午後8時の間で開設時間を配分することができる。

- (3) 資格等 以下のいずれかを満たす専門職にて編成すること。

・医療ソーシャルワーカー業務指針「厚生労働省医政局長通知（令和8年3月13日医政発第4号）」に基づく実務経験を有する者

・保健師、看護師等の医療に関する国家資格を有し、医療機関において入院調整に関する実務経験を有する者

- (4) 窓口の設備 本業務を円滑に実施するために必要な電話回線及び電子メールアドレスを確保し、ホームページ等において周知すること。

- (5) 物品の調達等

- ① 事業の実施に必要な物品は受注者の責任において、手配、管理を行う。
- ② 車両や備品等の調達については、購入せずリース契約等で対応する。
- ③ 事業の実施に係る会場使用料、講師料、交通費、消耗品費等は受注者が負担するものとする。

8 その他特記事項

- (1) 発注者と十分な連絡調整を行い、業務の円滑な実施を図ること。
- (2) 本業務で作成した成果品等の著作権及び使用权は相模原市に帰属するものとする。
- (3) 上記のほか、事業の実施について仕様書にない事項が生じた場合は、発注者と協議して定めるものとする。